
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/7/14号 (No. 361)

○ 法律・法規等

1. 改正「深セン知的財産権保護条例」が可決 故意侵害の厳罰を強化(中国打撃侵権工作網 2020年7月7日)
2. 全人代常務委員会、改正「専利法」第2次審議稿で意見募集(中国人大網 2020年7月3日)
3. 「郷村振興促進法」が意見募集 農業知的財産権保護を強化(中国打撃侵権工作網 2020年7月2日)

○ 中央政府の動き

1. 国務院常務会議、国家ハイテク開発区での知財担保融資を支援(中国政府網 2020年7月4日)
2. 中国科学技術部、知財と研究成果の財産権取引センターを整備(中国打撃侵権工作網 2020年7月2日)

○ 地方政府の動き

1. 山東青島、知的財産権の迅速共同保護体制を確立(中国保護知識産権網 2020年7月7日)
2. 河北と天津、知的財産権紛争の地域横断的な調停を推進(中国保護知識産権網 2020年7月7日)
3. 江蘇省鎮江市、「専利権侵害の技術鑑定サービス規範」を発布 全国初(中国打撃侵権工作網 2020年7月7日)
4. 江西、知的財産権保護活動を強化 「実施意見」発表(国家知識産権網 2020年7月3日)
5. 成都市知識産権局と西華大学、知財活動推進の戦略協力協定を締結(国家知識産権網 2020年7月3日)

○ 司法関連の動き

1. 北京インターネット法院、著作権事件約5万件受理 画像関連が半数以上(中国保護知識産権網 2020年7月7日)
2. 上海市検察院、知財保護の重点任務を盛り込む「活動意見」を発表(中国打撃侵権工作網 2020年7月6日)
3. 新郷市法院で知財紛争「ワンストップ」調停センターを設立 河南省初(中国打撃侵権工作網 2020年7月6日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 上海、インターネット上の著作権侵害を摘発する「剣網2020」を始動(中国保護知識産権網 2020年7月7日)

○ 統計関連

1. アリペイ、ブロックチェーン関連特許の取得が世界一(中国打撃侵権工作網 2020年7月3日)
2. 商標異議申立事件の審査件数が約7割増 成立率が50%超 今年上半期(中国保護知識産権網 2020年7月3日)
3. 1~5月、中国の知的財産権使用料の伸び率は38.4%(中国保護知識産権網 2020年7月3日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 改正「深セン知的財産権保護条例」が可決 故意侵害の厳罰を強化★★★

「深セン経済特区知的財産権保護条例」修正案は6月30日、市の第6期人民代表大会常務委員会の第42回会議で採決が行われ、可決された。公布日より施行される。

故意による知的財産権侵害行為への懲罰の強化に向け、「修正案」は6つの深刻な情状に対して、法律で定められた「懲罰的損害賠償」の範囲内で、高いほうの賠償額を決定することができるとしている。

また、専利侵害紛争に関わる裁判の効率を高めるため、「修正案」は、裁判所が意匠事件と一部の実用新案事件に対して集中審理を行うことができるとしている。

さらに、権利者側が抱える「立証が難しい」という難題を解決するため、「修正案」では、権利を主張する側は相手側が関連証拠を所持しているという初歩的証拠を提供した場合、裁判所は相手側に関連証拠の提供を命じることができるとしている。相手側は正当な理由がなく提供を拒んだ場合、または虚偽の証拠を提供した場合、裁判所は、当該証拠に関する権利者側の主張が成立すると推定できると規定している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月7日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202007/316723.html>

★★★2. 全人代常務委員会、改正「専利法」第2次審議稿で意見募集★★★

第13期全国人民代表大会（全人代）常務委員会がこのほど開いた第20回会議では、「中華人民共和国専利法修正案（草案第2次審議稿）」の審議が行われた。

一般向け意見募集を行うため、同審議稿は全人代の公式サイト「中国人大網」（www.npc.gov.cn）で公表されている。意見募集の締切日は8月16日。公式サイトにアクセスし、意見をオンラインで提出するほか、全人代常務委員会・法制活動委員会に書簡で郵送することもできる。郵送先は次の通り。

▽全人代常務委員会・法制活動委員会

北京市西城区前門西大街1号 郵便番号 100805

(出典：中国人大網 2020年7月3日)

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>

★★★3. 「郷村振興促進法」が意見募集 農業知的財産権保護を強化★★★

中国の全国人民代表大会常務委員会の公式サイト、中国人大網で、7月21日まで一般向け意見募集を行うため、「中華人民共和国郷村振興促進法（草案）」が公表された。

草案は、農業分野のイノベーション強化、イノベーション主体の育成、大学や研究機関の研究開発能力の向上、イノベーションプラットフォームの構築、新品種・新技術・新設備・新製品の開発促進、農業関連の知的財産権の保護強化などに向けて国が対策を講じるという方針を明確にするとともに、企業を主体とした、バイオ育種やスマート農業など分野のイノベーションを推進するとしている。

このほか、草案には文化遺産の保護や地方の特色を踏まえた文化産業の発展などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月2日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202007/316351.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院常務会議、国家ハイテク開発区での知財担保融資を支援★★★

7月1日に開かれた国務院常務会議で、国家ハイテク産業開発区における改革深化、開放拡大の促進策について議論が行われた。「国家ハイテク開発区の金融機関による知的財産権投融資サービスの展開を支援する」という項目について各部門の意見を聞く時、李克強総理は、「『知的財産権担保融資の展開を支援する』と、明確にしてはどうだろうか」と尋ねた。

関係部門の担当者から肯定的な回答を得た後、李総理は「今日の会議で確定した以上、金融機関には必ず承諾した通りに実行してほしい」と要請したうえで、「以前、各地のハイテク開発区に行って調査した時、多くの革新型企業、特にスタートアップ企業からは、不動産や資本金が少ないため、知的財産権を担保にして融資したいとの要望があった」と話した。

1988年から各地に設立された国家ハイテク開発区は現在、全国の36.5%のハイテク企業が集まっており、2018年の特許出願は合わせて全国の3分の1を占めたなど、中国の国民経済と地域の発展を牽引する重要な存在になっている。

当日の常務会議で、自由貿易試験区の経験を国家ハイテク開発区に普及させることや、海外の人材を誘致する政策を緩和すること、商業銀行による知財担保融資の業務展開を支援することなどの方針が固められた。

(出典：中国政府網 2020年7月4日)

http://www.gov.cn/xinwen/2020-07/04/content_5523932.htm

★★★2. 中国科学技術部、知財と研究成果の財産権取引センターを整備★★★

中国科学技術部がこのほど、「国家科学技術成果転移転化モデルエリアの整備、発展のさらなる推進に関する通達」を出し、知的財産権証券化の検討、知的財産権と科学技術成果の財産権取引センターの整備、科学技術成果の転化に関する公開取引体制と監視管理体制の整備などの方針を明確にした。

この「通達」は、条件が整っているモデルエリアでの職務研究成果の所有権などの改革推進を奨励し、研究成果の評価メカニズムを改善するとともに、知的財産権証券化のあり方を模索し、知的財産権と科学技術成果の財産権取引センターの秩序立った整備を推進し、科学技術成果の転化に関する公開取引体制と監視管理体制を整備することとしている。

このほか、成果転化の全過程に向けたサービスの強化や、主要産業における重大な成果の応用加速などを求めている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年7月2日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202007/316353.html>

○ 地方政府の動き

★★★1. 山東青島、知的財産権の迅速共同保護体制を確立★★★

山東省青島市でこのほど、知的財産権共同保護メンバー機関による第1回共同会議が開催された。青島市の検察院、中級人民法院、公安局、司法局、市場監督管理局、ビッグデータ局、青島税関などのメンバー機関からの関係者が出席し、「知的財産権迅速共同保護体制の確立に関する意見」の中の主要な課題について議論を交わした。

青島は、ビジネス環境の最適化や知的財産権の保護強化を狙う新施策として、知的財産権の迅速共同保護体制を確立することを決定した。この前、市検察院をはじめとした関係部門が策定した「知的財産権迅速共同保護体制の確立に関する意見」は、6月末までに意見募集が行われていた。

同「意見」によると、青島市は、知的財産権事件に関する行政と司法のデータ共有システムに基づいた制度整備を進め、裁判所と司法行政機関が法的監督や司法裁判、行政法執行などに係る協力事業で直面する問題を適時に解決し、知財保護の効果、効率を高める方針である。

(出典：中国保護知識産權網 2020年7月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sd/202007/1952681.html>

★★★2. 河北と天津、知的財産権紛争の地域横断的な調停を推進★★★

河北省知的財産権保護センターと天津市濱海新区知的財産権保護センターがこのほど、石家荘市で特許権侵害判定の諮問論証会を共催した。

会議で、外国人の当事者が権利侵害の判定を申請した権利侵害事件について、両センターは専門家からなるチームで分析、議論を行ったうえで、「特許権侵害判定諮問意見書」を共同で作成した。このほか、地域を跨ぐ迅速な保護ができる公共サービスプラットフォームの整備や、地域を跨ぐ事件調査、共同サービス窓口の設置、専門家データベースの構築など、地域横断的な調停活動の推進について交流が行われた。

関係者によると、北京、天津、河北は近年、さまざまな措置を講じて地域を跨ぐ知的財産権の保護を推進している。それぞれの実情を踏まえた連動サービス推進計画の策定や、北京・河北（張家口）知的財産権保護サービスステーションの設立などの取り組みが含まれるという。

(出典：中国保護知識産權網 2020年7月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202007/1952690.html>

★★★3. 江蘇省鎮江市、「専利権侵害の技術鑑定サービス規範」を發布 全国初★★★

7月6日、鎮江市知識産權局が「専利権侵害の技術鑑定サービス規範」を發布した。中国国内の各都市の中で、専利権侵害の技術鑑定に関する初の地方標準で、専利権紛争事件の行政裁決と司法判決のために専門性の高い技術的サポートを提供し、実践的なアドバイスとしての役割が期待されている。

同「規範」は、第三者技術鑑定機構の資格、従業員、規程などに関する要求や、技術鑑定の手続き、権利別の鑑定方法などを盛り込んだ、鑑定原則、鑑定機構、鑑定方法、鑑定手続き、サービス評価・改善の複数の部分からなる。市場化に向けた技術鑑定サービス体制の整備を促進することが期待されている。

市知識産権局の劉遠副局長によると、同局は今後、「規範」の宣伝、普及に注力し、技術鑑定を行う第三者機構のサービスを規範化させ、統一的な技術鑑定方法の採用を奨励するなどして、知的財産権保護の水準を高めるよう努めていく方針である。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年7月7日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/316754.html>

★★★4. 江西、知的財産権保護活動を強化 「実施意見」発表★★★

江西省がこのほど、「知的財産権保護活動の強化に関する実施意見」を発表した。

この「実施意見」は、指導思想、活動目標、活動任務、保障措置の4つの側面から26の具体的な施策を打ち出し、▽知財保護の法整備強化▽厳格な知財保護の推進▽統括・協調の強化▽迅速対応メカニズムの強化▽協力・交流メカニズムの強化▽知財保護活動の基盤強化——の6つの重点活動を決定した。

「実施意見」によると、江西省は、2022年までに「知的財産権侵害などの違法行為が効果的に抑止されている」ことや、2025年までに「3つ以上の国家級知的財産権保護センターと6つ以上の省級知的財産権保護センターを設立する」こと、さらに、より厳格な知的財産権保護制度を整備することなどを目指すという。

(出典：国家知識産権網 2020年7月3日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1149900.htm>

★★★5. 成都市知識産権局と西華大学、知財活動推進の戦略協力協定を締結★★★

成都市の知的財産権の創造、保護、運用を継続的に推進することを狙い、7月1日、成都市知識産権局と西華大学は「知的財産権活動を推進する戦略的協力協定」を締結した。人材育成、研究協力、権利保護協力を含む7つの面で提携し、知的財産権の人材育成、発展を推進することとしている。

協力協定によると、双方は、すべての業界の各レベルの従業員を対象とする、成都市の知的財産権訓練基地を共同で整備し、人材の素養と能力の向上に取り組む。また、「一帯一路」知的財産権保護研究センターを共同で設立し、海外進出する成都市企業に政策と法律面の支援を提供する。このほか、西華大学の知的財産権情報センターを基幹に、政府の政策策定と企業の知財情報共有を支援するためのプラットフォームとして、成都市の知的財産権情報センターを共同で設立する方針である。

(出典：国家知識産権網 2020年7月3日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1149898.htm>

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京インターネット法院、著作権事件約5万件受理 画像関連が半数以上★★★

7月7日、北京インターネット法院が記者会見を開催し、2018年9月9日に成立して以来の裁判活動の状況を説明した。今年6月30日までに、同法院は各種事件6万4473件を受理し、この中で著作権関連事件が77%の4万9855件で、さらに、著作権事件の中で画像関連の事件が半数以上を占めている。

画像関連の著作権事件について、北京インターネット法院は権利者と使用者を対象にアンケートを実施し、際立つ問題と係争が起きた原因について、掘り下げて分析した。その結果によると、係争件数が多い10の原告は国内の当事者がほとんどで、トップ5の原告の係争件数が全体の43%を占めていることがわかった。

また、原告が主張する権利と訴訟請求、証拠の組合せ方について、個々の異なる事件において高い一致性を示しており、類型化の特徴が明らかである。

このほか、権利侵害を行った当事者を見ると、企業や社会团体、個人事業主、個人など様々で、その中、ニュースサイトなどのメディアによる侵害が特に多かったという。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202007/1952694.html>

★★★2. 上海市検察院、知財保護の重点任務を盛り込む「活動意見」を発表★★★

上海市検察院がこのほど、同市「知的財産権の保護強化に関する実施方案」を徹底するための「活動意見」を發布し、上海が国際知的財産権保護の「高地」になるよう専門的で有力な司法で支えることを目指す9つの重点任務を明確にした。

「活動意見」は、知的財産権に関する検察機関のサービス機能を高めるため、上海の知的財産権に関する「厳格・全面・迅速・平等」の保護をめぐり、▽検察保護措置の革新、深化▽刑事責任の厳しい追及▽新興分野の改革、イノベーションへの支援▽各種の知的財産権主体に対する平等な保護▽地域や部門にまたがる知的財産権保護の協力体制の確立▽企業による知的財産保護意識の促進▽法律制度システムの整備推進▽社会全体の権利保護意識の向上——などの重点任務を打ち出した。

このほか、「活動意見」は、行政・刑事の連携や、早期介入、逮捕審査、起訴審査、法廷出席、法律監督という6つの業務に関する20の具体的な施策を取りまとめた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月6日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/316596.html>

★★★3. 新郷市法院で知財紛争「ワンストップ」調停センターを設立 河南省初★★★

河南省新郷市中級人民法院がこのほど、知的財産権関連の紛争を調停する「ワンストップ」多元的調停センターが設立された。知的財産権の保護における行政と司法の緊密な連携を通じて、当事者に「ワンストップで全プロセス、多元化」の知的財産権保護サービスを提供する調停センターとして、河南省の裁判所の中では初めてとなる。

同センターは、法律相談、訴訟前の調停、多元的な調停などの機能を一体化させ、専門の訴訟・調停突き合せ窓口や調停室、裁判法廷を設置している。専門家が調停を行い、当事者の間で合意に至らなかった場合、直接に迅速裁判の手続きに入り、適時に審理を行うことができるという。より円滑で高効率な、コストが低い司法サービスにつながることを期待されている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月6日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/316606.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 上海、インターネット上の著作権侵害を摘発する「剣網 2020」を始動★★★

国家版權局、工業・情報化部、公安部、国家インターネット情報弁公室の4部門の「剣網 2020」特別行動に関する要求に基づき、上海市版權局などが先日、インターネット上の著作権侵害と海賊版を取り締まる同市の「剣網」特別行動を全面的に始動させた。

今回特別行動において、ショートビデオや映画、ストーリーミングを含む視聴作品の著作権を守る法執行活動や、電子商取引サイト上の権利侵害行為を取り締まる特別行動など、ネットユーザーの利益に密接に関わる注目課題に焦点を合わせた一連の行動を展開する見通し。

市版權局は、各方面と提携して、インターネット上の著作権に関する総合管理メカニズムの機能を活かし、行政法執行の強化や公安機関への犯罪事件の適時な移送、企業による内部管理体制の整備の促進などに取り組むとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202007/1952695.html>

○ 統計関連

★★★1. アリペイ、ブロックチェーン関連特許の取得が世界一★★★

国家知識産権局の外郭団体である中国専利保護協会 (PPAC) が7月1日、「2020年世界ブロックチェーン関連特許に関するレポート」を発表した。このレポートによると、今年5月14日時点での世界のブロックチェーン分野の特許登録数は合わせて3924件で、国別内訳としては米国が39%で1位、次いで韓国が21%、中国が19%となっている。

ブロックチェーン関連特許登録の企業別ランキングでは、アリババグループ傘下の決済サービス「アリペイ (支付宝)」が212件で世界1位となり、続いて米IBMが136件で2位、韓国Coinplug (コインプラグ) が107件で3位となっている。中国インターネットサービス大手の騰訊 (テンセント) は42件で9位にランクインしている。

レポートによると、アリババ (アリペイ) の212件の特許のうち、中国以外の国・地域で取得した権利は126件で、全体に占める割合は59%を超えている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月3日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/316509.html>

★★★2. 商標異議申立事件の審査件数が約7割増 成立率が50%超 今年上半期★★★

国家知識産権局（CNIPA）商標局がこのほど、今年上半期、商標出願に対する異議申立事件を、前年比71.85%増の6万8162件審査したことを明らかにした。

商標局は今年上半期、コロナ対策や異議の迅速処理を両立させるとともに、悪意による商標登録を抑制し、先の権利の保護強化に取り組んできた。上半期に審査した6万8162件の異議申立事件の中、申立成立率は一部成立を含めて50.14%で、2019年の47.65%を上回った。そのうち、商標法第30条の先登録の適用で異議成立したものが約70%、第7条、第13条、第15条、第32条などの適用で異議成立したものが約30%となっている。

商標局の発表によると、一連の取り組みが功を奏し、悪意による商標登録が効果的に抑制され、再審請求件数比率も年々減少している。また、サービスレベルが向上し、商標異議決定の審査基準と品質が全体的に高く、安定しているという。

（出典：中国保護知識産権網 2020年7月3日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sb/202007/1952606.html>

★★★3. 1～5月、中国の知的財産権使用料の伸び率は38.4%★★★

商務部がこのほど発表したデータによると、今年1～5月、中国のサービス貿易の赤字は前年同期より2851億5000万ドル減少し、減少幅は44.9%に達した。

その中で、知識集約型サービス輸出入額の成長が目を引き、サービス輸出入全体に占める割合は40%を超えた。知的財産権使用料は同38.4%増加し、通信・コンピューター・情報サービス、保険サービスもそれぞれ15%以上の伸び幅を実現した。

輸入の分野で急成長を示しているのは通信・コンピューター・情報サービスと金融サービスで、それぞれ34.4%と15.9%伸びている。

（出典：中国保護知識産権網 2020年7月3日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202007/1952598.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved